



農地調整法案(政府提出)委員 辭任曾和 義式君 補闕南 順三君	外務省調査部長 米澤 菊二
一去一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ 臨時租稅增徵法中改正法律案(政府提出) 外七件委員	第七十二回帝國議會外務省所管事務政府 委員被仰付
岡本實太郎君 西村金三郎君	一去二日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第二部選出 決算委員 松尾 孝之君(横川重次君)
川崎 克君 前田房之助君	第二部選出 補闕
中島彌團次君 一柳仲次郎君	第三部選出 請願委員 佐藤 啓君(林路一君補 闕)
勝 正憲君 矢野庄太郎君	第四部選出 豫算委員 山本 厚三君(堀内良平君)
川崎末五郎君 小畑虎之助君	第五部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
宇賀 四郎君 津倉 亀作君	第六部選出 外七件委員
川副 隆君 高橋熊次郎君	第七部選出 委員長 高橋熊次郎君
東條 貞君 岩瀬 亮君	第八部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
佐藤洋之助君 小串 清一君	第九部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
青山 憲三君 宮本雄一郎君	第十部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
服部 岩吉君 木本主一郎君	第十一部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
岡田 忠彦君 山川頼三郎君	第十二部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
森田 福市君 東條 貞君 西村金三郎君	第十三部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
坂田 道男君 野中 徹也君 片山 哲君	第十四部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
豊田 收君 曾木 重貴君	第十五部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
飯村 五郎君 片山 哲君	第十六部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
水谷長三郎君 河野 密君	第十七部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
三木 武夫君 馬場 元治君	第十八部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
一去一日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 農地調整法案(政府提出)委員	第十九部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
辭任小林 三郎君 補闕愛野時一郎君	第二十部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
一去二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ	第二十一部選出 豫算委員 石坂 繁君(朴春琴君補 闕)
○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ ス、諸君、議員丹下茂十郎君ヘ昨四日逝去 セラレマシタ、洵ニ痛惜哀悼ノ至ニ堪ヘマ レテ居リマス、之ヲ許シマス——岡本實太 君ハ資性溫厚ニシテ篤實、事ニ當ツテ熱 誠、洵ニ謹直ノ士デアリマシテ、君ノ如キ 財政經濟ニ練達堪能ナル政治家ニ俟ツベキ モノ多カルベキノ秋ニ、不幸病魔ノ襲フ所 トナリ、吾人ハ君カ御快癒ノ速カナランコ トヲ祈念致シテ居ツタノデアリマスルガ、俄	マシタ故丹下茂十郎君ニ對シ、院議ヲ以テ 弔詞ヲ贈呈シ、其弔詞ハ之ヲ議長ニ一任ス ルノ動議ヲ提出致シマス、此際私ハ諸君ノ 御許ヲ得マシテ議員一同ヲ代表シ、茲ニ故 丹下君ニ對シテ哀悼ノ微意ヲ表シタイト思 ヒマス
○岡本實太郎君 私ハ只今御報告ニ相成リ	丹下君ハ明治十三年愛知縣東春日井郡勝 川町ニ生レラレ、夙ニ官界ニ志サレ、愛知 縣廳及ビ滋賀縣廳等ニ職ヲ奉ゼラル、コト 二十有餘年、斯クシテ大正十三年五月、第 十五回衆議院議員總選舉ニ際シ、鄉里ヨリ 推サレテ本院議員ニ當選セラレ、爾來引續 キ當選サル、コト六回、在職十三年有餘ノ 一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ
兵役法中改正法律案(政府提出)委員 辭任木村 武雄君 補闕三浦 虎雄君	一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 兵役法中改正法律案(政府提出)委員 辭任山崎 銀二君 補闕中村 高一君
電力管理法案(政府提出)外三件委員 辭任麻生 久君 補闕河上丈太郎君	ハ關稅調查委員會ヲ初メ、中央官衙建築委 員會、國有財產調查會、政府貸付金處理委 員會、金融評議會、臨時地方財政補給金委 員會ノ委員ヲ仰付ケラル、等、君ガ銳意國 家憲政ノ爲ニ盡瘁セラレタル功績ハ蓋シ多 大ナルモノガアリマス
○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ ス、諸君、議員丹下茂十郎君ヘ昨四日逝去 セラレマシタ、洵ニ痛惜哀悼ノ至ニ堪ヘマ レテ居リマス、之ヲ許シマス——岡本實太 君ハ資性溫厚ニシテ篤實、事ニ當ツテ熱 誠、洵ニ謹直ノ士デアリマシテ、君ノ如キ 財政經濟ニ練達堪能ナル政治家ニ俟ツベキ モノ多カルベキノ秋ニ、不幸病魔ノ襲フ所 トナリ、吾人ハ君カ御快癒ノ速カナランコ トヲ祈念致シテ居ツタノデアリマスルガ、俄	マシタ故丹下茂十郎君ニ對シ、院議ヲ以テ 弔詞ヲ贈呈シ、其弔詞ハ之ヲ議長ニ一任ス ルノ動議ヲ提出致シマス、此際私ハ諸君ノ 御許ヲ得マシテ議員一同ヲ代表シ、茲ニ故 丹下君ニ對シテ哀悼ノ微意ヲ表シタイト思 ヒマス



又ハ商標法第三十四條若ハ第三十五  
條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニ  
シテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ  
受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起  
算シ三年ヲ經過セサルモノ

三 懲戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ  
ラレタル者、本法若ハ計理士法ニ依  
リ業務ヲ禁止セラレタル者又ハ辯護  
士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ  
免官、免職、業務禁止又ハ除名ノ日  
ヨリ起算シ二年ヲ經過セサルモノ

四 本法ニ依ル業務停止ノ期間中業務  
ヲ廢止シ未タ其ノ期間ノ經過セサル  
者

五 禁治産者又ハ準禁治産者

六 破産者ニシテ復權ヲ得サルモノ

第九條 辨理士ハ特許、實用新案、意匠

又ハ商標ニ關スル事項ニ付裁判所ニ於

テ當事者又ハ訴訟代理人ト共ニ出頭シ

陳述ヲ爲スコトヲ得其ノ陳述ハ當事者

又ハ訴訟代理人カ直ニ之ヲ取消シ又ハ  
更正セサルトキハ自ラ之ヲ爲シタルモ

前項ノ規定ニ依リ帝國臣民ニ非サル辨  
理士出頭シテ陳述ヲ爲サントスルトキ  
ハ裁判所ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條ノ二 辨理士ハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ辨理士會ノ會員トス

第十五條 辨理士會ノ組織、權限及監督

ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 辨理士會ハ商工大臣ノ認可ヲ  
得テ會ノ秩序又ハ信用ヲ害スル處アル  
者ヲ退會セシムルコトヲ得

第二十二條ノ二 辨理士ニ非サル者ハ報  
酬ヲ得ル目的ヲ以テ特許、實用新案、  
意匠又ハ商標ニ關シ特許局ニ對シ爲ス  
ヘキ事項ノ代理又ハ其ノ事項ニ關スル  
鑑定若ハ書類ノ作成ヲ爲スヲ業トスル  
コトヲ得ズ

前項ノ書類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二十二條ノ三 辨理士ニ非サル者ハ利  
益ヲ得ル目的ヲ以テ辨理士、特許事務  
所其ノ他之ニ類似スル名稱ヲ使用スル  
コトヲ得ズ

第二十二條ノ四 第二十二條ノ二ノ規定  
ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ  
千圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下  
ノ罰金ニ處ス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辨  
理士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト  
雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

本法施行ノ日ヨリ三年以内ニ從前ノ第四  
條第二號ノ規定ニ該當スルニ至リタル者  
ヘカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依  
ル但シ懲役トアルハ禁錮トス

從前ノ特許法第百三十五條、實用新案法  
第三十三條、意匠法第三十二條又ハ商標  
法第三十八條ノ規定ニ依リ處罰セラレタ  
ル者ハ第五條第二條ノ改正規定ノ適用ニ

四條第一號ノ規定ヲ適用ス

本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ從前ノ第四  
條第三號ノ規定ニ該當スルニ至リタル者  
ニ對シテハ本法施行後ト雖モ仍從前ノ第  
四條第三號ノ規定ヲ適用ス

○國務大臣(吉野信次君) 只今議題ニナリ  
マシタ特許法中改正法律案外三件ノ法案ノ  
提案ノ理由ヲ一括シテ御説明申上ゲマス  
先づ特許法、商標法及ビ不正競争防止法  
ノ此三法律ノ改正ノ案件デアリマスルガ、即  
是ハ國際條約ノ關係ノ改正デアリマス、即  
チ明治十六年ニ巴里デ締結セラレマシタ工  
業所有權保護同盟條約、是ニハ我國ハ御承  
認ノ通リ明治三十二年以來加盟ヲ致シテ居  
ルノデアリマスルガ、其後此同盟條約ハ四  
回ニ瓦リマシテ改正ヲセラレテ、今日ニ及  
シニ居ルノデアリマス、其最近ニ於ケル改  
正ハ、昭和九年倫敦ニ於テ行ハレタノデア  
リマシテ、工業所有權制度ノ充實竝ニ不正  
競爭ノ防止ニ付キマシテ、色々ナ條項ガ規  
定セラレタノデアリマシテ、此改正條約ハ  
本年七月一日迄ニ倫敦ニ於キマシテ、批准  
書ヲ寄託スペキヨトニ條約上ノ規定ガナッ  
テ居ルノデアリマス、ソコデ是ガ御批准ヲ  
奏請致シマスルガ爲ニ、今回此同盟條約ノ  
改正ノ限度ニ止メマシテ、特許法ト、商標  
法ト、不正競爭防止法ト、此三ツノ法律ヲ  
改正致シマスル案ヲ提出致シマシタ次第デ  
ゴザイマス

次ニ辨理士法中ノ改正法律案デゴザイマ  
スガ、近時我國產業ノ進展ニ伴ヒマシテ、





○服部崎市君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日

ハ是ニテ散會セラレントヲ望ミ・ス

○議長(小山松壽君) 服部君提出ノ動議ニ

御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時三十八分散會

官報號外 昭和十三年一月六日 衆議院議事速記錄第十號

一一〇